洞爺湖町議会令和6年5月会議議 案 説 明 資 料

改 正 案

行

現

(寄附金税額控除)

第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第 1号及び第2号に掲げる寄附金又は所得税法施行令(昭和40年政令第9 6号)第217条第5号に規定する社会福祉法人に対する寄附金(法第3 14条の7第1項第2号に掲げるものを除く。当該法人の主たる目的であ る業務に関連するものに限る。)のうち、別表に掲げる寄附金

_を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

2 略

(町民税の減免)

第51条 略

2 前項の規定<u>により</u>町民税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して町長に提出しなければならない。<u>ただし、町長が、</u>当該者が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、町民

(寄附金税額控除)

第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第 1号及び第2号に掲げる寄附金又は所得税法施行令(昭和40年政令第9 6号)第217条第5号に規定する社会福祉法人に対する寄附金(法第3 14条の7第1項第2号に掲げるものを除く。当該法人の主たる目的であ る業務に関連するものに限る。)のうち、別表に掲げる寄附金若しくは金 銭を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額(当該 納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出し た場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以 下この項において「控除額」という。)をその者の第34条の3及び前条 の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合に おいて、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当 該所得割の額に相当する金額とする。

2 略

(町民税の減免)

第51条 略

2 前項の規定<u>によって</u>町民税の減免を受けようとする者は、納期限前7日 までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証 明する書類を添付して町長に提出しなければならない。_____ 税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

(1)~(3) 略

- 3 第1項の規定<u>により</u>町民税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には 、直ちにその旨を町長に申告しなければならない。
- 第56条 法第348条第2項第9号、第9号の2若しくは第12号の固定 資産又は同項第16号の固定資産(独立行政法人労働者健康安全機構が設 置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。) について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第 1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産につい ては第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋 又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法(昭和24年法律第270 号) 第152条第5項の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教 法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法(昭和23年 法律第205号) 第31条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第 1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団 法人(非営利型法人(法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人 をいう。以下この条において同じ。) に該当するものに限る。) 若しくは 一般財団法人(非営利型法人に該当するものに限る。)、社会福祉法人、 独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連 合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看 護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学 療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しく

(1)~(3) 略

- 3 第1項の規定<u>によって</u>町民税の減免を受けた者は、その事由が消滅した 場合においては、直ちにその旨を町長に申告しなければならない。
- 第56条 法第348条第2項第9号、第9号の2若しくは第12号の固定 資産又は同項第16号の固定資産(独立行政法人労働者健康安全機構が設 置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。) について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第 1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産につい ては第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋 又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法(昭和24年法律第270 号) 第64条第4項 の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教 法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法(昭和23年 法律第205号) 第31条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第 1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団 法人(非営利型法人(法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人 をいう。以下この条において同じ。)に該当するものに限る。)若しくは 一般財団法人(非営利型法人に該当するものに限る。)、社会福祉法人、 独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連 合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看 護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学 療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しく

は公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの(以下この条において「学校法人等」という。)の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、町長に提出しなければならない。

(1)~(6) 略

(固定資産税の減免)

第71条 略

2 前項の規定により 固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して町長に提出しなければならない。ただし、町長が、当該者が所有する固定資産が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、固定資産税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

(1)~(5) 略

3 第1項の規定<u>により</u>固定資産税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合<u>には</u>、直ちにその旨を町長に申告しなければならない。

(特別土地保有税の減免)

第139条の3 略

は公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団 法人若しくは宗教法人で博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第 1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学 術の研究を目的とするもの(以下この条において「学校法人等」とい う。)の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償 却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添 付して、町長に提出しなければならない。

(1)~(6) 略

(固定資産税の減免)

第71条 略

2 前項の規定<u>によって</u>固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して町長に提出しなければならない。_____

(1)~(5) 略

3 第1項の規定<u>によって</u>固定資産税の減免を受けた者は、その事由が消滅 した場合においては、直ちにその旨を町長に申告しなければならない。

(特別土地保有税の減免)

第139条の3 略

2 前項の規定により 特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期 限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けよう とする事由を証明する書類を添付して町長に提出しなければならない。<u>た</u> だし、町長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれか に該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要が あると認める場合は、この限りでない。

(1)~(3) 略

3 第1項の規定<u>により</u>特別土地保有税の減免を受けた者は、その事由が 消滅した場合には、直ちにその旨を町長に申告しなければならない。

附 則

2 前項の規定<u>によって</u>特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期 限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けよう とする事由を証明する書類を添付して町長に提出しなければならない。_

(1)~(3) 略

3 第1項の規定<u>によって</u>特別土地保有税の減免を受けた者は、その事由が 消滅した場合には、直ちにその旨を町長に申告しなければならない。

附 則

(公益法人等に係る町民税の課税の特例)

第4条の2 当分の間、租税特別措置法第40条第3項後段(同条第6項から第10項まで及び第11項(同条第12項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定によりみなして適用する場合を含む。)の規定の適用を受けた同法第40条第3項に規定する公益法人等(同条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。)を同条第3項に規定する贈与又は遺贈を行った個人とみなして、令附則第3条の2の3で定めるところにより、これに同項に規定する財産(同法第40条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。)に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る町民税の所得割を課する。

(令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例)

- 第5条の2 所得割の納税義務者の選択により、法附則第4条の4第4項に 規定する特例損失金額(以下この項において「特例損失金額」という。) がある場合には、特例損失金額(同条第4項に規定する災害関連支出があ る場合には、第3項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したも のに限る。以下この項及び次項において「損失対象金額」という。)につ いて、令和5年において生じた法第314条の2第1項第1号に規定する 損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合に おいて、第34条の2の規定により控除された金額に係る当該損失対象金 額は、その者の令和7年度以後の年度分で当該損失対象金額が生じた年の 末日の属する年度の翌年度分の町民税に係るこの条例の規定の適用につい ては、当該損失対象金額が生じた年において生じなかったものとみなす。
- 2 前項前段の場合において、第34条の2の規定により控除された金額に係る損失対象金額のうちに同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第48条の6第1項に規定する親族の有する法附則第4条の4第4項に規定する資産について受けた損失の金額(以下この項において「親族資産損失額」という。)があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の令和7年度以後の年度分で当該親族資産損失額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の町民税に係るこの条例の規定の適用については、当該親族資産損失額が生じた年において生じなかったものとみなす。
- 3 第1項の規定は、令和6年度分の第36条の2第1項又は第4項の規定 による申告書(その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される 時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項

の確定申告書を含む。) に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載 がある場合(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない 理由があると町長が認める場合を含む。)に限り、適用する。

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第6条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の町民税に限 第6条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の町民税に限 り、法附則第4条の5第3項の規定に該当する場合における第34条の2 の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1 項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるの は「まで並びに法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用され る法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条 の規定を適用することができる。

(令和6年度分の個人の町民税の特別税額控除)

- 第7条の5 令和6年度分の個人の町民税に限り、法附則第5条の8第4項 及び第5項に規定するところにより控除すべき町民税に係る令和6年度分 特別税額控除額を、前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得 割の納税義務者(次条及び附則第7条の7において「特別税額控除対象納 税義務者」という。)の第34条の3、第34条の6から第34条の9ま で、附則第5条第2項、附則第7条第1項、附則第7条の3の2第1項、 前条及び附則第9条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除す る。
- 2 前項の規定の適用がある場合における第34条の7第2項、第47条の

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第34条の2 の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1 項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるの は「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用され る法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。) 」として、同条 の規定を適用することができる。

5第1項及び前条の規定の適用については、第34条の7第2項及び前条中「附則第5条の6第2項」とあるのは「附則第5条の6第2項及び第5条の8第6項」と、第47条の5第1項中「課した」とあるのは「附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に課すべき」と、「の前々年中」とあるのは「の同項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」と、「、前々年中」とあるのは「、附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」とする。

(令和6年度分の個人の町民税の納税通知書に関する特例)

- 第7条の6 令和6年度分の個人の町民税に限り、個人の町民税の納税通知 書に記載すべき各納期の納付額については、第41条の規定にかかわら ず、次に定めるところによる。
 - (1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の町民税の額(前条第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の町民税の額をいう。)、特別税額控除前の普通徴収に係る個人の道民税の額(法附則第5条の8第1項及び第2項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の道民税の額をいう。)及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額(以下この号において「特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額」という。)からその者の普通徴収に係る個人の町民税の額、普通徴収に係る個人の道民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額を控除した額(以下この項において「普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額」という。)がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人

の住民税の額を4で除して得た金額(当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。)に3を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「第1期分金額」という。)に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第40条第1項に規定する第1期の納期(以下この項、次項及び次条第1項において「第1期納期」という。)においてはその者の第1期分金額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、その他のそれぞれの納期においてはその者の分割金額とする。

- (2) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期においてはないものとし、第40条第1項に規定する第2期の納期(以下この項及び次条第1項において「第2期納期」という。)においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第40条第1項に規定する第3期の納期(以下この項において「第3期納期」という。)及び同条第1項に規定する第4期の納期(以下この項において「第4期納期」という。)においてはその者の分割金額とする。
- (3) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税

額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期及び第2期納期においてはないものとし、第3期納期においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第4期納期においてはその者の分割金額とする。

- (4) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額以上である場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期、第2期納期及び第3期納期においてはないものとし、第4期納期においてはその者の普通徴収に係る個人の町民税の額、普通徴収に係る個人の道民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額とする。
- 2 令和6年度分の個人の町民税(第1期納期から第47条第1項の規定により普通徴収の方法によって徴収されることとなったものを除く。)を同項の規定により普通徴収の方法によって徴収する場合については、前項の規定は、適用しない。

(令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の町民税に関する特例)

第7条の7 令和6年度分の個人の町民税に限り、第47条の2第1項の規

定により特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の町民税(第3項において「年金所得に係る特別徴収の個人の町民税」という。)の額及び同条第2項の規定により普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の町民税の額については、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の年金所得に係る個人 の町民税の額(附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場 合に算出される第47条の2第1項に規定する前年中の公的年金等に係 る所得に係る所得割額及び均等割額(これと併せて賦課徴収を行う森林 環境税額を含む。以下この号及び第5号において同じ。)の合算額(以 下この号及び第5号において「年金所得に係る所得割額及び均等割額の | 合算額 | という。)をいう。以下この号及び第3項第1号において同 じ。)からその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を控 除した額(以下この項及び第3項において「年金所得に係る個人の町民 税に係る特別税額控除額」という。)がその者の特別税額控除前の普通 徴収に係る個人の町民税の額(特別税額控除前の年金所得に係る個人の 町民税の額から特別税額控除前の特別徴収に係る個人の町民税の額(特 別税額控除前の年金所得に係る個人の町民税の額の2分の1に相当する 額をいう。以下この号において同じ。)を控除した額をいう。以下この 号において同じ。)を2で除して得た金額(当該金額に1,000円未 満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であると きは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項におい て「第2期分金額」という。) をその者の特別税額控除前の普通徴収に

係る個人の町民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項に おいて「第1期分金額」という。) に満たない場合には、第1期納期及 び第2期納期に普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所 得に係る個人の町民税の額(以下この項において「普通徴収対象税額」 という。)並びに第47条の3に規定する特別徴収対象年金給付の支払 をする際、特別徴収の方法によつて徴収すべき公的年金等に係る所得に 係る個人の町民税の額(以下この項及び第3項において「特別徴収対象 税額」という。)は、第1期納期においてはその者の第1期分金額から その者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額を控除した 残額に相当する税額、第2期納期においてはその者の第2期分金額に相 当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日 までの間においてはその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の町 民税の額を3で除して得た金額(当該金額に100円未満の端数がある とき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額 又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」とい う。)に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係 る個人の町民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項にお いて「10月分金額」という。)に相当する税額、同年12月1日から 翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額 とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の町税に係る特別 税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期 分金額とその者の第2期分金額との合計額に満たない場合には、普通徴 収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期における税額はないものとし、第2期納期においてはその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

- (3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期における税額はないものとし、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。
- (4) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額

- は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。
- (5) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額以上である場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に相当する税額とする。
- 2 前項の規定の適用がある場合における第47条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第7条の7第1項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。
- 3 令和6年度分の個人の町民税に限り、年金所得に係る特別徴収の個人の町民税の額(第1項の規定の適用があるものを除く。)については、次に

定めるところによる。

- (1) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額がその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の町民税の額(特別税額控除前の年金所得に係る個人の町民税の額から第47条の5第1項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額をいう。以下この号において同じ。)を3で除して得た金額(当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。)に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の町民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「10月分金額」という。)に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額からその者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。
- (2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額以上であり、かつ、その者の10月分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除

額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

- (3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額以上である場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の第47条の5第2項の規定により読み替えられた第47条の2第1項に規定する年金所得に係る特別徴収税額に相当する税額とする。
- 4 前項の規定の適用がある場合における第47条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第7条の7第3項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。
- 5 今和6年度分の個人の町民税につき第47条の6第1項の規定の適用が ある場合については、前各項の規定は、適用しない。

(令和7年度分の個人の町民税の特別税額控除)

第7条の8 令和7年度分の個人の町民税に限り、法附則第5条の12第3 項及び第4項に規定するところにより控除すべき町民税に係る令和7年度 分特別税額控除額を、同条第3項に規定する特別税額控除対象納税義務者 の第34条の3、第34条の6から第34条の9まで、附則第5条第2 項、附則第7条第1項、附則第7条の3の2第1項、附則第7条の4及び 附則第9条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

(肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例) 第8条 略

- 2 前項に規定する各年度分の個人の町民税に限り、法附則第6条第5項に 規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書に肉用牛 の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の 明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る 町民税の所得割の額は、第33条から第34条の3まで、第34条の6か ら第34条の8まで、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項、附則第 7条の3の2第1項及び附則第7条の4の規定にかかわらず、法附則第6 条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。
- 3 前項の規定の適用がある場合における第34条の9第1項、附則第7条 の5第1項及び前条の規定の適用については、第34条の9第1項中「前 3条」とあるのは 「前3条並びに附則第8条第2項」と、附則第7条の 5第1項中「前条及び」とあるのは「前条、附則第8条第2項及び」と、 前条中「附則第7条の4及び」とあるのは「附則第7条の4、次条第2項 及び」とする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 略

2 略

(肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例) 第8条 略

2 前項に規定する各年度分の個人の町民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る町民税の所得割の額は、第33条から第34条の3まで、第34条の6から第34条の8まで、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項、附則第7条の3の2第1項及び前条の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。

3	前項	前項の規定の適用がある場合における第34条の9第1項				
			_の規定の適用については、 <u>同項中</u>	「育		
	3条」	とあるのは、	「前3条並びに附則第8条第2項」とする。)		

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 略

3 法附則第15条第14項に規定する条例で定める割合は5分の3(都市 再生特別措置法(平成14年法律第22号)第2条第5項に規定する特定 都市再生緊急整備地域における法附則第15条第14項に規定する条例で 定める割合は2分の1)とする。

$4 \sim 13$ 略

- 14 法附則第15条第25項第2号に規定する設備について同号に規定す る条例で定める割合は7分の6とする。
- 15 法附則第15条第25項第3号イに規定する設備について同号に規定 │ 14 法附則第15条第25項第2号イに規定する設備について同号に規定 する条例で定める割合は 4分の3とする。
- 16 法附則第15条第25項第3号ロに規定する設備について同号に規定 | 15 法附則第15条第25項第2号ロに規定する設備について同号に規定 する条例で定める割合は 4分の3とする。
- する条例で定める割合は 4分の3とする。
- する条例で定める割合は2分の1とする。
- 19 法附則第15条第25項第4号ロに規定する設備について同号に規定 | 18 法附則第15条第25項第3号ロに規定する設備について同号に規定 する条例で定める割合は2分の1とする。
- 20 法附則第15条第25項第4号ハに規定する条例で定める割合は2分 の1とする。

21 略

- 22 法附則第15条第32項に規定する条例で定める割合は3分の2とす | る。
- 23 法附則第15条第37項に規定する条例で定める割合は3分の2とす │22 法附則第15条第33項に規定する条例で定める割合は3分の2とす

3 法附則第15条第15項に規定する条例で定める割合は5分の3(都市 再生特別措置法(平成14年法律第22号)第2条第5項に規定する特定 都市再生緊急整備地域における法附則第15条第15項に規定する条例で 定める割合は2分の1)とする。

$4 \sim 13$ 略

- する条例で定める割合は、4分の3とする。
- する条例で定める割合は、4分の3とする。
- 17 法附則第15条第25項第3号ハに規定する設備について同号に規定 │16 法附則第15条第25項第2号ハに規定する設備について同号に規定 する条例で定める割合は、4分の3とする。
- 18 法附則第15条第25項第4号イに規定する設備について同号に規定 │ 17 法附則第15条第25項第3号イに規定する設備について同号に規定 する条例で定める割合は2分の1とする。
 - する条例で定める割合は2分の1とする。
 - 19 法附則第15条第25項第3号ハに規定する設備について同号に規定 する条例で定める割合は2分の1とする。

- 21 法附則第15条第32項に規定する条例で定める割合は2分の1とす る。

る。

- <u>24</u> 法附則第15条第38項に規定する条例で定める割合は<u>2分の1</u>とする。
- <u>25</u> 法<u>附則第15条第41項</u>に規定する条例で定める割合は3分の1とする。
- <u>26</u> 法<u>附則第15条第42項</u>に規定する条例で定める割合は4分の3とする。
- 27 略
- 28 法附則第15条の9の3第1項に規定する_____条例で定める割合 は3分の1とする。

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 略

- 2 略
- 3 町長は、法附則第15条の7第1項又は第2項の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)第5条第4項に規定する管理者等から、法附則第15条の7第3項に規定する期間内に施行規則附則第7条第4項に規定する書類の提出がされ、かつ、当該区分所有に係る住宅が法附則第15条の7第1項又は第2項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項又は第2項の規定を適用することができる。

る。

- <u>23</u> 法附則第15条第38項に規定する条例で定める割合は<u>3分の2</u>とする。
- <u>24</u> 法<u>附則第15条第42項</u>に規定する条例で定める割合は3分の1とする。
- <u>25</u> 法<u>附則第15条第43項</u>に規定する条例で定める割合は4分の3とする。
- 26 略
- <u>27</u> 法附則第15条の9の3第1項に規定する<u>市町村の</u>条例で定める割合は3分の1とする。

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 略

4 略

<u>5</u> 略

6 略

7 略

8 略

9 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則<u>附則第7条第9項各号</u>に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)~(7) 略

10 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項 の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようと する者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から 3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第1 0項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)~(6) 略

11 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる事項を添付して町長に提出しなければならない。

(1)~(6) 略

3 略

4 略

5 略

6 略

7 略

8 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第8項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)~(7) 略

9 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の 熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとす る者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項 各号 に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)~(6) 略

10 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に規定する書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)~(6) 略

12 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅 又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、 これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に 規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる 事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を 添付して町長に提出しなければならない。

(1)~(6) 略

13 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分 所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該 特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、 次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第17項各号に掲 げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)~(5) 略

14 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規 ┃ 13 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規 定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が 完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則 附則第7条第18項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築 物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は 附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令 附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付し て町長に提出しなければならない。

(1)~(4) 略

(5) 施行規則附則第7条第18項に規定する補助の算定の基礎となった当

11 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅 又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、 これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に 規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる 事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を 添付して町長に提出しなければならない。

(1)~(6) 略

12 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分 所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該 特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、 次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第16項各号に掲 げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)~(5) 略

定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が 完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則 附則第7条第17項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築 物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は 附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令 附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付し て町長に提出しなければならない。

(1)~(4) 略

(5) 施行規則附則第7条第17項に規定する補助の算定の基礎となった当

該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

(6) 略

15 略

(土地に対して課する<u>令和6年度から令和8年度まで</u>の各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)

第11条 略

(令和7年度又は令和8年度における土地の価格の特例)

- 第11条の2 町の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、町長が土地の修正前の価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。)を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、今和7年度分又は今和8年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。
- 2 法附則第17条の2第2項に規定する<u>令和7年度適用土地又は令和7年度類似適用土地</u>であって、<u>令和8年度分</u>の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、修正された価格(法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。)で土地課税台帳等に

該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

(6) 略

14 略

(土地に対して課する<u>令和3年度から令和5年度まで</u>の各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)

第11条 略

(令和4年度又は令和5年度における土地の価格の特例)

- 第11条の2 町の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、町長が土地の修正前の価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。)を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、今和4年度分又は今和5年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。
- 2 法附則第17条の2第2項に規定する<u>令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地</u>であって、<u>令和5年度分</u>の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、修正された価格(法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。)で土地課税台帳等に

登録されたものとする。

(宅地等に対して課する<u>令和6年度から令和8年度まで</u>の各年度分の固定 資産税の特例)

第12条 宅地等に係る<u>令和6年度から令和8年度まで</u>の各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5

を乗じて得た額

を加算した額

(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る<u>令和6年度から令和8年度までの各年度分</u>の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税

登録されたものとする。

(宅地等に対して課する<u>令和3年度から令和5年度まで</u>の各年度分の固定 資産税の特例)

- 第12条 宅地等に係る<u>令和3年度から令和5年度まで</u>の各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5<u>(商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあっては、100分の2.5)</u>を乗じて得た額を加算した額<u>(令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額</u>(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。
- 2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る<u>令和4年度分及び令和5年度</u> 分 の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額 が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価 格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税

について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定 の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率 を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標 準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項 の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

- 3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る<u>令和6年度から令和8年度までの各年度分</u>の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。
- 4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が 0. 6以上 0. 7以下のものに係る 今和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分の固定資産税の額は、第 1 項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 3 4 9 条の 3 又は附則第 1 5 条から第 1 5 条の 3 までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等据置固定資産税額」という。)とす

について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定 の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率 を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標 準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項 の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

- 3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る<u>令和4年度分及び令和5年度分</u>の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。
- 4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7 以下のものに係る今和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等据置固定資産税額」という。)とす

る。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が 0.7を超えるものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等調整固定資産税額」という。)とする。

(農地に対して課する<u>令和6年度から令和8年度まで</u>の各年度分の固定資産税の特例)

第13条 農地に係る<u>令和6年度から令和8年度まで</u>の各年度分の固定資産 税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る 当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該 農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15 条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課 税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額

_____)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分 に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額

を当該農地

に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合におけ

る。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等調整固定資産税額」という。)とする。

(農地に対して課する<u>令和3年度から令和5年度まで</u>の各年度分の固定資産税の特例)

第13条 農地に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額。以下この項において同じ。)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額(令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額)を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合におけ

る固定資産税額(以下「農地調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

略

(特別土地保有税の課税の特例)

- 第15条 附則第12条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等 (附則第11条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は附則第15条から第15条の3までの規定の 適用がある宅地等を除く。)に対して課する<u>令和6年度から令和8年度まで</u>の各年度分の特別土地保有税については、第137条第1号中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分 の固定資産税に係る附則第12条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。
- 2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から令和9年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第137条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とする。

る固定資産税額(以下「農地調整固定資産税額」という。)を超える場合 には、当該農地調整固定資産税額とする。

略

(特別土地保有税の課税の特例)

- 第15条 附則第12条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等 (附則第11条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の 3、第349条の3の2又は附則第15条から第15条の3までの規定の 適用がある宅地等を除く。)に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の特別土地保有税については、第137条第1号中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分 の固定資産税に係る附則第12条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。
- 2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から今和6年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第137条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とする。

3~5略

(上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例)

第16条の3 略

- 2 略
- 3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)~(4) 略
- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第16条の3第1項の規定による町民税の所得割の額」とする。

別表 (第34条の7関係)

寄附金の区分	控除対象寄附金	
第34条の7第1項の寄附金	社会福祉法人洞爺湖町社会福祉協議	
	会、社会福祉法人北海道社会事業協	
	会洞爺病院、社会福祉法人幸清会	
	及び社会福	
	祉法人あぶた福祉会に対する寄附金	

3~5略

(上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例)

第16条の3 略

- 2 略
- 3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)~(4) 略

別表 (第34条の7関係)

寄附金の区分	控除対象寄附金
第34条の7第1項の寄附金	社会福祉法人洞爺湖町社会福祉協議
	会、社会福祉法人北海道社会事業協
	会洞爺病院、社会福祉法人幸清会、
	社会福祉法人大滝福祉会及び社会福
	祉法人あぶた福祉会に対する寄附金

改 正 案

現行

(国民健康保険税の減額)

第23条 略

- (1) 略
- (2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき29万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア~カ略

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき54万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア〜カ 略

2 略

(国民健康保険税の減額)

第23条 略

- (1) 略
- (2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき29万円 を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア~カ略

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき53万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア〜カ略

岡本里佳氏略歴

住 所 虻田郡洞爺湖町洞爺町53番地3

氏名 岡本里佳

生年月日 昭和43年4月29日生(56歳)

学 歴 平成 3年 3月 小樽商科大学商学部卒業

職 歴 平成 3年 4月 池脇会計事務所勤務

平成 4年 4月 札幌すぎな園勤務

平成 6年 4月 札幌市立豊成養護学校勤務

公職歷 平成24年11月~平成26年5月 洞爺地区振興策検討委員

平成26年6月~平成26年10月 洞爺湖町商工会地域活性化特別委員

平成28年6月~現在に至る 洞爺湖町教育委員会教育委員

団体歴等 平成26年9月~現在に至る TOYA親子塾代表(洞爺地区)

平成27年4月~現在に至る 体操クラブ代表 (洞爺地区)

平成27年 4月~平成28年 3月 洞爺中学校PTA副会長

宮崎泰人氏 略歴

住 所 虻田郡洞爺湖町高砂町37番地27

 みや ざき やす ひと

 氏 名 宮 崎 泰 人

生年月日 昭和23年3月18日生(76歳)

学 歴 昭和47年3月 専修大学法学部卒業

職 歴 昭和47年4月 株式会社田中測量入社

昭和49年12月 同社退社

昭和52年2月 司法書士開業(現在に至る。)

公職歷 平成7年4月~平成18年3月 虻田町固定資産評価審査委員会委員

平成 9年 4月~現在に至る 人権擁護委員

平成18年3月~現在に至る 洞爺湖町固定資産評価審査委員会委員

平成21年 5月~現在に至る 洞爺湖町固定資産評価審査委員会委員長

平成22年 5月~現在に至る 洞爺湖町情報公開・個人情報審査会委員

平成28年4月~現在に至る 洞爺湖町行政不服審査会委員

団体歴等 昭和61年 1月~昭和61年12月 洞爺青年会議所専務理事

昭和63年1月~昭和63年12月 洞爺青年会議所副理事長

巻 進氏略歴

住 所 虻田郡洞爺湖町香川88番地11

 まき
 すすむ

 氏 名 巻
 進

生年月日 昭和33年11月19日生(65歳)

学 歴 昭和52年3月 倶知安農業高等学校卒業

職 歴 昭和52年4月 農業(現在に至る。)

公職歴 平成3年4月~平成4年3月 村づくり審議会委員

平成12年 4月~平成13年 3月 "

平成13年 4月~平成18年 3月 洞爺村固定資産評価審査委員会委員 平成18年 3月~現在に至る 洞爺湖町固定資産評価審査委員会委員

団体歴等 平成 8年 4月~平成10年 3月

平成11年 4月~平成13年 3月 とうや湖農業協同組合馬鈴薯生産部副部会長

平成17年4月~平成19年3月 とうや湖農業協同組合豆作振興会副会長

平成19年3月~平成21年2月 とうや湖農業協同組合馬鈴薯生産部副部会長

とうや湖農業協同組合青年部洞爺支部長

平成27年3月~平成29年2月 とうや湖農業協同組合馬鈴薯生産部部会長

令和 3年 4月~令和 5年 3月 とうや湖農業協同組合甜菜連絡協議会幹事

令和 3年 4月~現在に至る とうや湖農業協同組合馬鈴薯生産部幹事

令和 4年 4月~令和 6年 3月 香川自治会会長

越後進一氏略歴

住 所 蛇田郡洞爺湖町洞爺湖温泉124番地54

えち ご Lh いち 氏 名 越 後 進 一

生年月日 昭和48年4月3日生(51歳)

学 歴 平成 9年 3月 北海道工業大学機械工学部卒業

職 歴 平成 9年 4月 エコールインターナショナル株式会社勤務

平成11年4月 マルナカ総業株式会社勤務

平成16年4月 株式会社越後屋デパート取締役

平成29年3月 株式会社越後屋デパート代表取締役(現在に至る。)

公職歴 平成26年8月~現在に至る

平成27年 6月~平成28年 5月

平成30年 6月~令和 3年 5月

平成30年 4月~令和 2年 3月

平成30年 4月~令和 3年 3月

平成30年 6月~令和 3年 5月

平成30年 6月~令和 4年 6月

令和 2年 7月~現在に至る

令和 4年 7月~現在に至る

令和 4年 7月~現在に至る

洞爺湖町表彰審議会委員

洞爺湖町学校給食運営委員

IJ

洞爺湖町社会教育委員

洞爺湖町通学路等安全推進会議委員

洞爺湖町子ども・子育て支援事業計

画策定委員会委員

洞爺湖温泉小学校運営協議会副会長

虻高未来づくりフォローアップ活動

推進委員会委員

洞爺湖町行財政改革審議会委員

洞爺湖町固定資産評価審查委員会委員

団体歴等 平成26年6月~現在に至る

令和元年 6月~現在に至る

令和 3年 5月~現在に至る

一般社団法人洞爺湖温泉観光協会理事

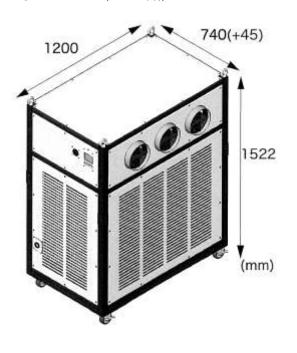
一般社団法人洞爺湖温泉観光協会副会長

洞爺湖町商工会理事

財産の取得について

- 1 取得物品 防災用移動式冷暖房機
- 2 型式・数量等 移動式エアコン ヒエスポ MAC804 (200V 用)4台MAC284 (100V 用)13台
- 3 取得価格 17,860,700円(うち消費税及び地方消費税の額1,623,700円)
- 4 取得方法 買入れ
- 6 納入期限 令和6年7月10日
- 7 財 源 措 置 地域づくり総合交付金(地域防災力強化事業) 4,500 千円 みんなの基金 13,300 千円 一般財源 61 千円
- 8 機器外形・寸法等

○MAC804 (200V 用)



○MAC284 (100V 用)

